

○ 社会福祉法人広島県福祉事業団定款

(昭和39年4月30日制定)

沿 革	1	昭和40年	3月4日	改正
	2	昭和41年	3月28日	改正
	3	昭和42年	3月17日	改正
	4	昭和43年	3月22日	改正
	5	昭和44年	3月25日	改正
	6	昭和53年	3月28日	改正
	7	昭和54年	3月25日	改正
	8	昭和56年	3月30日	改正
	9	昭和57年	3月30日	改正
	10	昭和58年	3月23日	改正
	11	昭和59年	3月27日	改正
	12	昭和61年	3月24日	改正
	13	平成元年	3月23日	改正
	14	平成2年	3月26日	改正
	15	平成2年	5月24日	改正
	16	平成4年	3月30日	改正
	17	平成6年	3月25日	改正
	18	平成8年	3月25日	改正
	19	平成10年	3月20日	改正
	20	平成11年	3月23日	改正
	21	平成11年	5月28日	改正
	22	平成12年	3月27日	改正
	23	平成15年	3月25日	改正
	24	平成16年	3月26日	改正
	25	平成18年	3月24日	改正
	26	平成18年	8月23日	改正
	27	平成19年	3月22日	改正
	28	平成20年	3月24日	改正
	29	平成21年	3月23日	改正
	30	平成23年	3月23日	改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、広島県が設置する次の社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより、多様な福祉サービスがその

利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、広く広島県民福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 広島県立障害者リハビリテーションセンター肢体不自由児施設若草園の経営
- (ロ) 広島県立障害者リハビリテーションセンター重症心身障害児施設若草療育園の経営
- (ハ) 障害者支援施設広島県立障害者リハビリテーションセンターあけぼのの経営
- (ニ) 広島県立福山若草園肢体不自由児施設福山若草育成園の経営
- (ホ) 広島県立福山若草園重症心身障害児施設福山若草療育園の経営
- (ヘ) 障害者支援施設広島県立障害者療育支援センター松陽寮の経営
- (ト) 広島県立障害者療育支援センター重症心身障害児施設わかば療育園の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センターの経営
- (ロ) 障害福祉サービス事業（若草園）
- (ハ) 障害福祉サービス事業（若草療育園）
- (ニ) 障害福祉サービス事業（あけぼの）
- (ホ) 障害福祉サービス事業（福山若草療育園）
- (ヘ) 障害福祉サービス事業（松陽寮）
- (ト) 障害福祉サービス事業（わかば療育園）
- (チ) 相談支援事業（若草園）
- (リ) 相談支援事業（高次脳機能障害支援普及事業）

(3) その他の事業

- (イ) 広島県立障害者リハビリテーションセンター医療センターの経営
- (ロ) 障害者（児）に対する介護等支援事業の実施
- (ハ) 重症心身障害児（者）通園事業の受託

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人広島県福祉事業団という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県東広島市西条町田口295番3に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、理事のうちから副理事長1名及び常務理事1名を任命することができる。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員の職務)

第6条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を掌理する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、業務の処理を円滑にする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第8条 理事は、評議員会で選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決す

ることができない。

- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選出した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代理する。

- 2 理事長、副理事長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する
- 3 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び広島県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決する

ことができない。

- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現金 10,000,000円也

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第20条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、広島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第21条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第22条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第23条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第24条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第26条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄

をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散及び合併

(解散)

第28条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって広島県又は社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第30条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、広島県知事の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、広島県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、社会福祉法人広島県福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第33条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（昭和39年4月30日厚生大臣認可）

- 1 この定款は、厚生大臣の設立認可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、つぎのとおりとする。

理事長	永野巖雄
常務理事	森田正
理事	徳義三男
〃	萩原幸雄
〃	滝口認郎
〃	桧山袖四郎
〃	大山広司
〃	浜井信三
〃	山口精一
〃	向井佐歳
〃	山本正房
〃	伊藤信之

〃 皆川尚常
〃 津恵君江
監事 平原利幸
〃 桑原光徳

3 この法人の設立当初の役員任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、この定款の施行の日から昭和41年3月31日までとする。

4 この法人の第1会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この定款の施行の日から昭和40年3月31日までとする。

附則（昭和40年3月30日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附則（昭和41年10月31日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附則（昭和42年5月19日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附則（昭和43年3月29日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附則（昭和44年6月1日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附則（昭和57年2月23日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附則（昭和58年3月10日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附則（昭和59年4月6日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附則（昭和60年2月7日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附則（昭和61年6月20日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附則（平成元年5月22日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附則（平成2年5月8日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附則

この定款は、平成2年6月25日から施行する。

附則（平成4年6月4日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附則（平成6年5月16日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附則（平成8年8月1日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成10年7月22日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成11年4月1日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則
この定款は、平成11年7月15日から施行する。

附 則（平成12年4月1日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年4月1日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成16年4月1日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年4月1日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年9月1日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年4月1日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成20年6月26日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成21年4月28日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成23年4月27日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

